0901-03-02

一般社団法人日本原子力学会

北関東支部　支部幹事選出に関する細則

平成29年4月7日　北関東支部幹事会承認

（目的）

第１条　本細則は，「北関東支部規約」（0901-03）第７条に基づき，支部幹事の選出方法等を定めることを目的とする。

（選定方法）

第２条　幹事の選定方法は以下のとおりとする。

（１）支部幹事のグループはＡ（原子力機構 原子力科学研究所，核燃料サイクル工学研究所），Ｂ（原子力機構 大洗研究開発センター），Ｃ（電力，メーカー），Ｄ（大学，国立研究開発法人，量子科学技術研究開発機構 那珂核融合研究所）とする。

（２）支部幹事は各グループから概ね2名程度を選出し，定員は10名程度とする。

（任期）

第３条　支部幹事の任期は原則2年とし，毎年約半数が交代するものとする。（ただし再任は妨げない）

（交代）

第４条　支部幹事が任期途中でやむを得ない理由により任務の遂行が困難となった場合，支部幹事会の承認を得て幹事を交代できる。後任の幹事は前任の幹事の任期を引き継ぐ。

（役職）

第５条　支部幹事の中から支部長1名，副支部長1名以上，庶務担当幹事1名および会計担当幹事1名を選出する。

２　支部長は，A，B，C，Dの順に各グループから選任する。

３　副支部長から次期支部長を選出する。

４　庶務幹事は原則として2年目以上の支部幹事から選出する。

（改定）

第６条　本細則の改定は，支部幹事会が決定し，支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

２　本細則に定められていない運営上の細目は，支部幹事会で決定する。

附則

１　この内規は，平成12年2月23日から施行する。

２　改定履歴

①　平成14年4月17日一部改正

②　平成15年1月17日一部改正

③　平成19年4月5日一部改正

④　平成23年4月13日一部改正

⑤　平成26年7月15日一部改正

⑥　平成28年7月26日一部改正

⑦　「北関東支部　支部幹事選出に関する細則」へ変更

平成29年4月7日　北関東支部幹事会承認，平成29年4月14日　北関東支部大会報告，平成29年5月25日　第9回理事会報告

附則

１　平成29年4月7日改定の細則は，北関東支部大会報告の日から施行する。